

目 次

第9回大宜味村議会定例会会議録（会期日程表）	1
第9回大宜味村議会定例会会議録（9月19日）	3
第9回大宜味村議会定例会会議録（9月20日）	9
第9回大宜味村議会定例会会議録（9月22日）	13
第9回大宜味村議会定例会会議録（9月24日）	17
第9回大宜味村議会定例会会議録（9月27日）	25

第9回大宜味村議会定例会会議録 (会期日程表)

開会 昭和58年9月19日

会期9日間

閉会 昭和58年9月27日

月 日	曜日	会議別	会議時刻	日 程
9月19日	月	本会議	午前10時	開 会 会議録署名議員の指名 会期の決定 議案第52号～議案第60号提案説明 報告第3号
9月20日	火	本会議	午前10時	議案第52号～議案第60号 (検討)
9月21日	水	休 会		
9月22日	木	本会議	午前10時	議案第52号～議案第60号 (検討)
9月23日	金	休 会		
9月24日	土	本会議	午前10時	議案第52号～議案第60号 (検討)
9月25日	日	休 会		
9月26日	月	休 会		
9月27日	火	本会議	午前10時	一般質問 陳情第22号 村有財産管理に関する調査特別委員会委員長報告 議案説明、質疑、討論、採決 閉 会

第9回大宜味村議会定例会会議録

(第1号) 昭和58年9月19日

1. 開会、閉会の日時

開 会 (昭和58年9月19日 午前10時00分)

延 会 (昭和58年9月19日 午後5時00分)

2. 出席議員 (13名)

1番議員 平 良 森 雄 君	8番議員 平 良 蔵 健 君
2番議員 金 城 隆 好 君	9番議員 平 良 実 君
3番議員 宮 城 功 光 君	10番議員 崎 山 喜 弘 君
4番議員 知 念 亀次郎 君	12番議員 前 田 貞四郎 君
5番議員 宮 城 長 雄 君	13番議員 松 島 重 克 君
6番議員 平 良 俊 政 君	14番議員 玉 城 一 昌 君
7番議員 宮 里 盛 順 君	

3. 欠席議員 (1名)

11番議員 山 川 正 行 君

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

村長	新城繁正君	税務課長	稲福吉昭君
助役	仲村順三君	経済課長	平良晋君
教育長	平良作義君	建設課長	古我知清君
総務課長	崎山勝正君	教育委員会 総務課長	高江洲修君
厚生課長	照屋林克君	農業委員会 事務局長	金城利明君

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事務局長	稲福幸三君	書記	前田孝君
------	-------	----	------

6. 議事日程（第1号）

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議案第52号 大宜味村職員定数条例の一部を改正する条例

日程第4 議案第53号 大宜味村国民健康保険税条例の一部を改正する条例

日程第5 議案第54号 昭和58年度大宜味村一般会計補正予算

日程第6 議案第55号 昭和58年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算

日程第7 議案第56号 昭和58年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算

日程第8 議案第57号 昭和58年度大宜味村老人保健特別会計補正予算

日程第9 議案第58号 津波地区簡易水道工事請負契約について

日程第10 議案第59号 謝名城林道開設工事請負契約の変更について

日程第11 議案第60号 専決処分の承認を求めることについて

日程第12 報告第3号 昭和57年度沖繩県町村土地開発公社事業報告及び決算報告について

7. 会議に付した事件

議事日程に同じ。

○議長（玉城一昌君） 只今の出席議員は12名であります。

よって、昭和58年大宜味村議会第9回定例会は成立いたしましたので開会いたします。
これより本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

議事日程は別紙のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名を行ないます。

本定例会の会議録署名議員は会議規則第114条の規定により、議長において6番 平良俊政君、7番 宮里盛順君を指名いたします。

日程第2 会期の決定を議題といたします。

議題検討のため休憩いたします。

休 憩（午前10時01分）

再 開（午前10時17分）

○議長（玉城一昌君） 再開いたします。

おはかりいたします。

本定例会の会期は本日から9月27日までの9日間といたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

ご異議なしと認めます。

よって、会期は9日間と決定いたしました。

日程第3 議案第52号から日程第12 報告第3号までを一括議題といたします。

順次村長の提案理由説明を求めます。

○村長（新城繁正君） 議案第52号、提案理由といたしましては、目下水道事業がスタートしておりますがその管理運営等どうしても職員を1人はめなければいけませんので定数内でやりくりしなければなりませんので改正したいということでございます。

議案第53号、提案の理由といたしましては、財源確保に見合う税率の改正及び地方税法等の一部改正に伴い、本村国民健康保険税条例も同様に改正する必要が出てまいりましたので提案しているわけです。なお、内容につきましては職員から詳しく説明をいたさせますので、よろしく願いいたします。

議案第54号、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ53,538千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,572,002千円とする。

（朗読して説明に代える。）

議案第55号、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ3,379千円を減額し、歳入歳出予算

の総額を歳入歳出それぞれ134,167千円とする。

(朗読して説明に代える。)

議案第56号、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,430千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ103,625千円とする。

(朗読して説明に代える。)

議案第57号、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ27,110千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ116,143千円とする。

(朗読して説明に代える。)

議案第58号、本件については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を要しますので提案いたしているわけです。

3番退場。(午前10時44分)

(朗読して説明に代える。)

議案第59号、本件につきましては、工事の設計変更による増額分の契約変更をするためであります

(朗読して説明に代える。)

議案第60号、銀行法施行令等の一部改正に伴う地方税法施行令の一部改正のため、本村税条例も一部改正し、同日から施行する必要があるが、同条例の改正について議会を招集する暇がないため、地方自治法第179条第1項の規定により8月1日専決処分をいたしましたので、これを報告して承認をお願いいたしたいと思っております。

報告第3号、地方自治法第243条第2項の規定により、昭和57年度沖縄県町村土地開発公社事業報告及び決算報告書を別紙のとおり報告します。資料を添えてあります。

以上、提案理由を申し上げましたが各案件について担当課長から詳しくご説明いたさせますので、よろしくご審議お願いいたします。

○議長(玉城一昌君) 休憩いたします。

休 憩 (午前10時48分)

再 開 (午後4時49分)

○議長(玉城一昌君) 再開いたします。

3番、5番入場。(午後4時49分)

おはかりいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ延会いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり。)

ご異議なしと認めます。

よって本日はこれをもって延会いたします。

ご苦労さんでした。

延 会 (午後 5 時00分)

第9回大宜味村議会定例会会議録

(第2号) 昭和58年9月20日

1. 開議、延会の日時

開 議 (昭和58年9月20日 午前10時00分)

延 会 (昭和58年9月20日 午後4時33分)

2. 出席議員 (13名)

1番議員 平 良 森 雄 君	8番議員 平 良 蔵 健 君
2番議員 金 城 隆 好 君	9番議員 平 良 実 君
3番議員 宮 城 功 光 君	10番議員 崎 山 喜 弘 君
4番議員 知 念 亀次郎 君	12番議員 前 田 貞四郎 君
5番議員 宮 城 長 雄 君	13番議員 松 島 重 克 君
6番議員 平 良 俊 政 君	14番議員 玉 城 一 昌 君
7番議員 宮 里 盛 順 君	

3. 欠席議員 (1名)

11番議員 山 川 正 行 君

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

なし

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事務局 長 稲 福 幸 三 君 書 記 前 田 孝 君

6. 議事日程（第2号）

- 日程第1 議案第52号 大宜味村職員定数条例の一部を改正する条例
- 日程第2 議案第53号 大宜味村国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第3 議案第54号 昭和58年度大宜味村一般会計補正予算
- 日程第4 議案第55号 昭和58年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算
- 日程第5 議案第56号 昭和58年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算
- 日程第6 議案第57号 昭和58年度大宜味村老人保健特別会計補正予算
- 日程第7 議案第58号 津波地区簡易水道工事請負契約について
- 日程第8 議案第59号 謝名城林道開設工事請負契約の変更について
- 日程第9 議案第60号 専決処分の承認を求めることについて

7. 会議に付した事件

議事日程に同じ。

○議長（玉城一昌君） 只今の出席議員は13名であります。

これより本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

議事日程は別紙のとおりであります。

日程第1 議案第52号から日程第9 議案第60号までを一括議題といたします。

議題検討のため休憩いたします。

休 憩（午前10時01分）

再 開（午後4時32分）

○議長（玉城一昌君） 再開いたします。

おはかりいたします。

北部3村議会議員研修会のため明日21日は休会いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

ご異議なしと認めます。

よって、明日は休会することに決しました。

おはかりいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ延会いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって延会いたします。

ご苦労さんでした。

延 会（午後4時33分）

第9回大宜味村議会定例会会議録

(第3号) 昭和58年9月22日

1. 開議、延会の日時

開 議 (昭和58年9月22日 午前10時00分)

延 会 (昭和58年9月22日 午後6時00分)

2. 出席議員 (12名)

1番議員 平 良 森 雄 君	7番議員 宮 里 盛 順 君
2番議員 金 城 隆 好 君	8番議員 平 良 蔵 健 君
3番議員 宮 城 功 光 君	9番議員 平 良 実 君
4番議員 知 念 亀次郎 君	10番議員 崎 山 喜 弘 君
5番議員 宮 城 長 雄 君	13番議員 松 島 重 克 君
6番議員 平 良 俊 政 君	14番議員 玉 城 一 昌 君

3. 欠席議員 (2名)

11番議員 山 川 正 行 君	12番議員 前 田 貞四郎 君
-----------------	-----------------

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

なし

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事務局 長 稲 福 幸 三 君 書 記 前 田 孝 君

6. 議事日程（第3号）

- 日程第1 議案第52号 大宜味村職員定数条例の一部を改正する条例
- 日程第2 議案第53号 大宜味村国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第3 議案第54号 昭和58年度大宜味村一般会計補正予算
- 日程第4 議案第55号 昭和58年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算
- 日程第5 議案第56号 昭和58年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算
- 日程第6 議案第57号 昭和58年度大宜味村老人保健特別会計補正予算
- 日程第7 議案第58号 津波地区簡易水道工事請負契約について
- 日程第8 議案第59号 謝名城林道開設工事請負契約の変更について
- 日程第9 議案第60号 専決処分の承認を求めることについて

7. 会議に付した事件

議事日程に同じ。

○議長（玉城一昌君） 只今の出席議員は12名であります。

これより本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

議事日程は別紙のとおりであります。

日程第1 議案第52号から日程第9 議案第60号までを一括議題といたします。

おはかりいたします。

議案第54号に関する東村との境界確認のため現地調査をいたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

ご異議なしと認めます。

よって、境界確認のため現地調査をすることに決しました。

これより出発いたします。

現地調査のため休憩いたします。

休 憩（午前10時02分）

再 開（午後4時59分）

○議長（玉城一昌君） 再開いたします。

会議時間の延長についておはかりいたします。

6時まで会議時間を延長いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

ご異議なしと認めます。

よって、会議時間は6時まで延長することに決しました。

休憩いたします。

休 憩（午後5時00分）

再 開（午後5時59分）

○議長（玉城一昌君） 再開いたします。

おはかりいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ延会いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって延会することに決しました。

本日はこれにて延会いたします。
ご苦労さんでした。

延 会 (午後6時00分)

第9回大宜味村議会定例会会議録

(第4号) 昭和58年9月24日

1. 開議、散会の日時

開 議 (昭和58年9月24日 午前10時00分)

散 会 (昭和58年9月24日 午前11時36分)

2. 出席議員 (13名)

1番議員 平 良 森 雄 君	8番議員 平 良 蔵 健 君
2番議員 金 城 隆 好 君	9番議員 平 良 実 君
3番議員 宮 城 功 光 君	10番議員 崎 山 喜 弘 君
4番議員 知 念 亀次郎 君	12番議員 前 田 貞四郎 君
5番議員 宮 城 長 雄 君	13番議員 松 島 重 克 君
6番議員 平 良 俊 政 君	14番議員 玉 城 一 昌 君
7番議員 宮 里 盛 順 君	

3. 欠席議員 (1名)

11番議員 山 川 正 行 君

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

村長	新城繁正君	税務課長	稲福吉昭君
助役	仲村順三君	経済課長	平良晋君
教育長	平良作義君	建設課長	古我知清君
総務課長	崎山勝正君	教育委員会 総務課長	高江洲修君
厚生課長	照屋林克君	農業委員会 事務局長	金城利明君

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事務局長	稲福幸三君	書記	前田孝君
------	-------	----	------

6. 議事日程（第4号）

日程第1	議案第52号	大宜味村職員定数条例の一部を改正する条例
日程第2	議案第53号	大宜味村国民健康保険税条例の一部を改正する条例
日程第3	議案第54号	昭和58年度大宜味村一般会計補正予算
日程第4	議案第55号	昭和58年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算
日程第5	議案第56号	昭和58年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算
日程第6	議案第57号	昭和58年度大宜味村老人保健特別会計補正予算
日程第7	議案第58号	津波地区簡易水道工事請負契約について
日程第8	議案第59号	謝名城林道開設工事請負契約の変更について
日程第9	議案第60号	専決処分の承認を求めることについて

7. 会議に付した事件

議事日程に同じ。

○議長（玉城一昌君） 只今の出席議員は13名であります。

これより本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

議事日程は別紙のとおりであります。

日程第1 議案第52号から日程第9 議案第60号までを一括議題といたします。

休憩いたします。

休 憩（午前10時01分）

再 開（午前10時05分）

○議長（玉城一昌君） 再開いたします。

これより議案第52号の質疑に入ります。

質疑ありませんか。

質疑なしと認め、これをもって本案の質疑を終結いたします。

これより議案第53号の質疑に入ります。

質疑ありませんか。

質疑なしと認め、これをもって本案の質疑を終結いたします。

これより議案第54号の質疑に入ります。

質疑ありませんか

質疑なしと認め、これをもって本案の質疑を終結いたします。

これより議案第55号の質疑に入ります。

質疑ありませんか。

質疑なしと認め、これをもって本案の質疑を終結いたします。

これより議案第56号の質疑に入ります。

質疑ありませんか。

質疑なしと認め、これをもって本案の質疑を終結いたします。

これより議案第57号の質疑に入ります。

質疑ありませんか。

質疑なしと認め、これをもって本案の質疑を終結いたします。

これより議案第58号の質疑に入ります。

質疑ありませんか。

質疑なしと認め、これをもって本案の質疑を終結いたします。

これより議案第59号の質疑に入ります。

3 番退場。（午前10時11分）

質疑ありませんか。

質疑なしと認め、これをもって本案の質疑を終結いたします。

これより議案第60号の質疑に入ります。

3番入場。(午前10時12分)

質疑ありませんか。

質疑なしと認め、これをもって本案の質疑を終結いたします。

休憩いたします。

休 憩 (午前10時13分)

再 開 (午前11時20分)

○議長(玉城一昌君) 再開いたします。

7番退場。(午前11時20分)

これより議案第52号の討論に入ります。

先に反対者の発言を許します。

○2番(金城隆好君) 52号議案について反対討論を行ないます。

反対理由といたしまして多々ございますが、家庭奉仕員を減し水道事業にかかわる職員を採用することは福祉行政の後退だと私は思います。よって、52号議案に対し反対いたします。

次に本案に対する賛成者の発言を許します。

賛成討論ありませんか。

討論なしと認め、これをもって本案の討論を終結いたします。

これより議案第52号 大宜味村職員定数条例の一部を改正する条例について採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手なし)

賛成者なしであります。

よって、本案は否決されました。

7番入場。(午前11時22分)

これより議案第53号の討論に入ります。

先に反対者の発言を許します。

反対意見ありませんか。

討論なしと認め、これをもって本案の討論を終結いたします。

これより議案第53号 大宜味村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第54号の討論に入ります。

先に反対者の発言を許します。

7番退場。(午前11時23分)

○1番(平良森雄君) 議案第54号に対する反対討論を行ないます。

社会福祉総務費について、本村は日本一の長寿村であり老人福祉の強化を図るべきであるにもかかわらず、この度の老人家庭奉仕員1人の削減は老人福祉の後退につながるものであり、よって本予算措置については認めるわけにはいかないもので反対いたします。

なお、2款7目の平良幸徳氏への償還金については住民基本台帳法等、個人並びにその家族にかかわる人権問題など諸々の問題が波及してくると思います。よって、もっと慎重に取り扱われる問題であり、現時点においてその償還については容認し難く反対いたします。

又、教育費の事務局費の予算措置については納得のいかない面があります。職員定数とのかかわりなど法制面の整備を図るのが急務であると思いますので反対いたします。

○議長(玉城一昌君) 次に賛成者の発言を許します。

賛成意見ありませんか。

これをもって本案の討論を終結いたします。

これより議案第54号 昭和58年度大宜味村一般会計補正予算について採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手なし)

賛成者なしであります。

よって、本案は否決されました。

これより議案第55号の討論に入ります。

7番入場。(午前11時27分)

先に反対者の発言を許します。

反対意見ありませんか。

討論なしと認め、これをもって本案の討論を終結いたします。

これより議案第55号 昭和58年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算について採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第56号の討論に入ります。

7番退場。(午前11時28分)

先に反対者の発言を許します。

○4番(知念亀次郎君) 議案第56号につきまして反対討論をいたします。

一般会計からの7,430千円が補正されないために反対いたします。

○議長(玉城一昌君) 次に賛成者の発言を許します。

賛成意見ありませんか。

討論なしと認め、これをもって本案の討論を終結いたします。

これより議案第56号 昭和58年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算について採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手なし)

賛成者なしであります。

よって、本案は否決されました。

これより議案第57号の討論に入ります。

7番入場。(午前11時30分)

先に反対者の発言を許します。

○3番(宮城功光君) 議案第57号の反対討論をいたします。

理由といたしましては、議案第54号の否決によって繰入金が可能になったため反対せざるを得ないわけで反対いたします。

○議長(玉城一昌君) 次に賛成者の発言を許します。

賛成意見ありませんか。

討論なしと認め、これをもって本案の討論を終結いたします。

これより議案第57号 昭和58年度大宜味村老人保健特別会計補正予算について採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手なし)

賛成者なしであります。

よって、本案は否決されました。

これより議案第58号の討論に入ります。

先に反対者の発言を許します。

○6番（平良俊政君） 反対討論をいたします。

理由といたしましては、議案第56号の否決によって本案について反対せざるを得ない。よって、本案については反対いたします。

○議長（玉城一昌君） 次に賛成者の発言を許します。

賛成意見ありませんか。

討論なしと認め、これをもって本案の討論を終結いたします。

これより議案第58号 津波地区簡易水道工事請負契約について採決いたします。

本案は原案どおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手なし）

賛成者なしであります。

よって、本案は否決されました。

これより議案第59号の討論に入ります。

3番退場。（午前11時32分）

先に反対者の発言を許します。

反対意見ありませんか。

討論なしと認め、これをもって本案の討論を終結いたします。

これより議案第59号 謝名城林道開設工事請負契約の変更について採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手全員）

全員賛成であります。

よって、本案は可決されました。

これより議案第60号の討論に入ります。

3番入場。（午前11時33分）

先に反対者の発言を許します。

反対意見ありませんか。

討論なしと認め、これをもって本案の討論を終結いたします。

これより議案第60号 専決処分の承認を求めることについて採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手全員）

全員賛成であります。

よって、本案は可決されました。

休憩いたします。

休 憩（午前11時34分）

再 開（午前11時35分）

○議長（玉城一昌君）再開いたします。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さんでした。

散 会（午前11時36分）

第9回大宜味村議会定例会会議録

(第5号) 昭和58年9月27日

1. 開議、閉会の日時

開 議 (昭和58年9月27日 午前10時00分)

閉 会 (昭和58年9月27日 午後2時05分)

2. 出席議員 (13名)

1番議員 平 良 森 雄 君	8番議員 平 良 蔵 健 君
2番議員 金 城 隆 好 君	9番議員 平 良 実 君
3番議員 宮 城 功 光 君	10番議員 崎 山 喜 弘 君
4番議員 知 念 亀次郎 君	12番議員 前 田 貞四郎 君
5番議員 宮 城 長 雄 君	13番議員 松 島 重 克 君
6番議員 平 良 俊 政 君	14番議員 玉 城 一 昌 君
7番議員 宮 里 盛 順 君	

3. 欠席議員 (1名)

11番議員 山 川 正 行 君

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

村長	新城繁正君	税務課長	稲福吉昭君
助役	仲村順三君	経済課長	平良晋君
収入役	金城清君	建設課長	古我知清君
教育長	平良作義君	教育委員会 総務課長	高江洲修君
総務課長	崎山勝正君	農業委員会 事務局長	金城利明君
厚生課長	照屋林克君		

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事務局長	稲福幸三君	書記	前田孝君
------	-------	----	------

6. 議事日程（第5号）

日程第1 一般質問

日程第2 陳情第22号 県産品の優先使用について

日程第3 村有財産管理に関する調査特別委員会委員長報告

7. 会議に付した事件

議事日程に同じ。

○議長（玉城一昌君） 只今の出席議員は13名であります。

これより本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

議事日程は別紙のとおりであります。

休憩いたします。

休 憩（午前10時01分）

再 開（午前10時04分）

○議長（玉城一昌君） 再開いたします。

日程第1 一般質問を行ないます。

通告順により順次質問を許します。

○12番（前田貞四郎君） 北部地区モデル定住圏構想が決定したと聞いていますが、本村に対するメリットは何が考えられるかお伺いします。

○総務課長（崎山勝正君） 過疎化の歯止めをするのがねらいのようですが、それに対する事業等につきましては本村として県に特別事業として2つ程申請はしておりますが、まだ採択までに至っておりません。これは11月頃に決るという新聞報道もあるようでして、メリットと言われますと過疎化の歯止めになるというように考えております。

○12番（前田貞四郎君） 村としての事業計画を出されているようですが、どのような事業を申請されていますか。

○総務課長（崎山勝正君） 本村として特別事業として要請しておりますのは伝統産業村の建設ということからば蕉の里とやちむんの里を申請しております。それから塩屋湾を活したマリンスポーツ事業も申請しておりますが、感触としまして伝統産業村の建設につきましては採択されるのではないかと思います。マリンスポーツにつきましては県自体がどのようにのせればいいのか勉強しなければいかんということから出来るか出来ないかの感触は受けてないです。

○12番（前田貞四郎君） これは各町村いくつの事業と割り当てがあるのですか。

○総務課長（崎山勝正君） 別に割り当てはないわけですが、モデル定住にふさわしい事業ということで各町村上げているわけですが、その中で県が採択するしないという形になっているようです。

○2番（金城隆好君） 国道58号線津波地域で約200mが未改修になっておりこの地域で特に交通事故が多発しています。

この未改修部分の改修見直しについてお伺いいたします。

○村長（新城繁正君） 用地問題や補償問題でこれまで大分時間を要したという経緯がござ

います。修理工場との補償問題の解決が出来まして近い内に発注の運びになると聞いています。

○2番（金城隆好君） 以前に村当局に対して代替地の要求があったかどうか。

○村長（新城繁正君） 直接村に対してのそういう申し出はありません。

○5番（宮城長雄君） 多くの部落から農道新設の要望が出されていると思いますが、区長会等で要望に対して説明されたことがありますか。

○経済課長（平良 晋君） 地域農政関係で聞いたことはありますが、今年の4月におきまして60年新規採択に向けての農道事業の説明等を行っています。

○5番（宮城長雄君） 区長達は説明を聞いたことがないということですが、これについてどうですか。

○経済課長（平良 晋君） 4月段階で様式も渡しまして基盤整備関係と農道関係について新規60年に向けての説明は先程申し上げたとおりやっております。

○5番（宮城長雄君） 部落から出された要望に対して、財政的な面からこれは何年にこれは何年という順位の説明がなされるべきだと私はと思いますが、どう思いますか。

○経済課長（平良 晋君） 補助事業の関係でありまして、各集落におきましても採択基準を説明しまして、そういうものに適合するものにつきましては極力補助事業を取り入れていきますという形で説明しているわけです。それで補助事業につきましては申請主義でございまして地域からの申請の基に事業執行していきたいということで説明もやっているところであります。

○5番（宮城長雄君） 区長達は要望と申請と混同しているのではないかと思います。

○経済課長（平良 晋君） 村づくり方策の中で計画したものが全部実現出来るものというような勘違いしているところがあると思います。村づくり方策の計画の中で補助事業で出来るものはどういうものかと、補助事業で出来るものにつきましては村に要望しまして、採択基準に適合するものにつきましては補助事業でやっていくというようなところでやって来ているところでございます。

○9番（平良 実君） 根路路上原線について地すべりのか所が応急処置もされないままになっておりますが、どうお考えかお伺いします。

○建設課長（古我知 清君） 応急処置はしております。路肩につきましてはバリケードを張って危険防止をしております。

これは災害で国に上げておりますが査定待ちということになっております。査定は来月でありますのでその査定を待ってどう対処していくか考えたいと思います。

○9番（平良 実君） この道路生活道路として毎日往復している地域でございまして、こ

の前通行中に石が落ちて来てこの問題を取り上げたわけですが、金網でもやらないと子供達が通学する時にそのようなことがあれば大変ではないかという心配がありますが、査定まで何か方法はないものですか。

○建設課長（古我知 清君） そうというような処置をしますと災害対策となりますので災害として取り上げられなくなります。そういうことで落石危険の標識を立てているわけです。

○1番（平良森雄君） 北部地域住民は特に夜になるとラジオが聞けなくなるのが現状です。ラジオ番組には教育講座やスポーツ音楽等楽しむ番組が沢山あります。夜になるとこれ等の番組を北部住民は殆んど楽しむことが出来ないわけです。特に台風時に停電でもすると頼りになるのはラジオだけということになります。電波は国民共有の財産であり平等に電波の恩恵にあずかりべきだと思います。それに対してどう受け止められているのかお伺いしたいと思います。

○村長（新城繁正君） 私的な生活の中でも感じているわけですが、村長としてどうするかと聞かれましても正直なところどうすればいいという具体的な考え方は持ち合わせておりません。

○1番（平良森雄君） 北部市町村会で取り上げて関係機関に要請するという考えはありませんか。

○村長（新城繁正君） これについて決議をするかどうかということは市町村会の意思でありますので、私としては問題を提起してみたいと思います。

○13番（松島重克君） 最近、職員の人事問題についていくつかの声が聞かれるわけであり

ます。
本年度職員候補者試験に当りましてその試験の実施要綱についてお伺いしたいわけです。それとこの試験に携った方々はどのような方々であるのかお伺いします。

○総務課長（崎山勝正君） 職種としまして一般事務職としてあります。試験の程度は高校卒業程度とする。採用予定候補者は若干名。試験の方法としまして一次試験。その中に一般教養と作文。二次試験は面接となっています。二次試験は一次試験を合格したものということにしてあります。試験の許容時間としまして一般教養試験が45問題の45分、作文試験60分、面接試験が5分から10分程度としております。受験資格としまして昭和57年4月1日以前から本村に住所を有する者及び引き続き居住している者。昭和57年4月1日現在本村に本籍を有し本村から通勤可能なる者。高校卒業以上又は同等の学力を有するもの。年齢28歳未満の者。募集方法としましては琉球新報並びに沖縄タイムスに広告でやっております。又区長会を通じてもやっております。試験問題の作成及び採点は、村の職員以外で村外に委託することになっています。面接は村長が指名するとなっております。

携った者は、一次試験につきましては委託しております。二次の面接につきましては村長が職員の中から指名を行なっておりまして、助役、教育長、収入役、総務課長、担当職員が携っています。

○13番（松島重克君） 実施要綱は従来のものと比較して変わっているところがありますか。

○総務課長（崎山勝正君） 要綱全体が従来と変わっておりません。

○13番（松島重克君） 受験者の身内が試験官になっているという話を聞いているのだが、これは事実であったのかどうか。

○総務課長（崎山勝正君） これは正直申し上げておりました。私は当日になって判ったことで、その点について配慮に欠けていたと思っています。

○13番（松島重克君） ご存知のように就職難の時期でありますので職員の採用に当っては非常に関心を持っているわけです。

ここしばらくはこういう声は聞かれなかったわけですが、最近になって聞かれることは非常に残念なことであります。やはりそれはそれなりの根拠があるのではないかと、と申し上げますのもやはり当局にかくたる準備がなされなかった点があるということではなかろうかと思うんですね。

合格者が若干名というのも大きな疑問がある。採用者数なら分かるのだが候補者ということなら適当な得点数以上ということを考えなければいかなのではないかと思います。人に合わすのか得点数に合わすのかということもはっきりされておらんと、それから試験官の中に身内の方がおったということは非常にまずいことではなかろうかと思えます。当局が公正な立場で公平にやったつもりであっても、やはり見る方は色めがねで見るわけです。

そういうことを極力避けるためには落ち度のないような準備を整えてやらなければいかなと思えます。

先程、実施要綱については変わらないというお話でございましたが、やはり内容を検討する面も多々あると思えますし、やはりこういう試験につきましては誤りのない規程を設けるべきではないかと思えますが、そういうことによって住民が納得する立派な試験が行なわれるのではないかと思えますがいかがですか。

○村長（新城繁正君） 基本約には要綱は変わってないと私もそのように認めています。多々指摘を受けましたが、確かにある程度の基本的な線は皆さんに周知しておかなければいかな問題であろうと、いずれこれは確立してそれに付随していく要領につきましてはその状況の変化によって検討しなければいかな問題もあると思えますので、取り急ぎそういうものについて検討をして村民の皆さんの不信を買わないように努力してまいりたいと思っています。

○13番（松島重克君） 現在行なわれている候補者試験のあり方というものが本村に適して

いるかということではありますが、いろいろな声や私自身の過去におけることからいたしまして、現在の方法はもっと大きな自治体のやるべき試験方法ではなかろうかと思うわけですね。本村のような規模の小さい自治体では欠員が出た時点で採用試験を行うべきであるというのが私の聞いた声の範囲としては多かったわけです。と申し上げますのは当局もご存知のように、試験を行なって合格者を名簿に載せたと、しかし、欠員がなかったので1名の採用もなかったと、そして期限が過ぎて名簿に載った人の資格は消滅したと、こういうことが再三あるわけです。こういうことからこういう試験方法が本村にかなっているのかと思いますので、この点についてお伺いします。

○村長（新城繁正君） 試験要綱はこれまでなかったことをやったということで、その当時私が前職の場合にそういう話が出てまいりましたので、起案するにはどうしても頼りどころがなければいかんということで県や他の機関の助言を承るということでその当時は臨んだわけです。そういうことで規模の大きな所の内容となっているわけですが、おっしゃるように登載者になっても採用がないと、1年で資格を失ってまたやり直しということが実際にこれまでもあるわけで意見として耳に入ったこともございます。

基本的には間違っていないと思うわけですが、内容等につきましてご指摘もございましてのもっと改善出来る方法を検討していきたいと思っています。

○13番（松島重克君） 最近、人事問題について投書があったようであります。それにつきまして回答に関する張り紙が庁舎の入り口にあったということを知っているわけですが、誰に向けての投書であり誰が回答のようなものを張られたか分かりませんが、これは当局の方であろうと思われまます。この投書はどのような投書であってどのようなものを玄関に張ったのか。それについてお伺いしたいと思ひます。

○総務課長（崎山勝正君） 昭和58年3月7日にあて名は大宜味村長新城繁正で、差し出人は名前がありません。内容につきましては1月23日と2月6日に試験を行なったわけですが、それについて疑惑があるというふうなことで投書があったわけですが、それにつきまして村長名を用いまして本村が執行した試験の手続き上について何等疑惑を生じることはないということで玄関に張ったわけですが、これは差し出人が分かりませんので玄関以外に張る以外はないのではないかとこのわけで、その人もそれをご覧になったのではないかとこのわけですが、その後については何もないわけです。

○13番（松島重克君） こういう投書があるということはいくら当局が公正な立場でやっていると言っても、こういう見方をする人がおられるわけです。やはりこういうものが来ないように心がけてもらわなければいかんのではないかとこの思います。それからこの前、総務課長は議案の補足説明でこれは知らないと言っておられましたね。これはどういうことですか。

○総務課長（崎山勝正君） あの時採用についての投書という質問でしたので、採用についての投書はございませんと返事をしたわけです。今のは試験についての投書ですので全然意味が違っていると私は解釈しています。

○13番（松島重克君） あの時はいろいろ人事の話が出たでしょう。その時点でこういう投書もあったというんで私が聞いてみたら知らない、だからあの時点でそういう説明があればここで聞かなくてもよかったんだが知らないというからこうして聞いているわけです。いずれにしましても折角補足説明をやっているんだからその時にやっていただければこういうことをする必要もないわけです。本会議でこういうのを取り上げられるのは名誉なことではないでしょう。だからそのものずばりでなくても関連していると思えばその時にやっておくのが適当でなかったかと思うわけですがね。私はそう思うんだがどう思われますか。

○総務課長（崎山勝正君） あの時採用等についての質疑が出ていたものですから、採用についてのみお答えしていたわけです。

試験について投書があったというふうに答えておけば私等の行政のサービスにもなっていたと思いますが、配慮に欠けていたと反省しています。

今後気をつけてなるべくそういうことがないように十分理解出来るような説明をしたいと思います。

○議長（玉城一昌君） 休憩いたします。

休 憩（午前10時59分）

再 開（午前11時08分）

○議長（玉城一昌君） 再開いたします。

○10番（崎山喜弘君） 本村には学校の施設以外には村民がスポーツを楽しむ場所がありませんが、村民の体力向上、屋外スポーツを通じての村民の親睦等を考えた場合には村民が何時でも使用出来るような総合的な場所が必要だと考えられますが、長としてのお考えをお伺いいたします。

○村長（新城繁正君） この件につきましてはその筋の会合あたりで青年層から話が提起されて、確におっしゃるように体力の向上という面から考えますと学校の運動場だけに依存することは十分ではございません。そのことにつきましては必要性を認めているわけでございます。これを実現するとなりますと、敷地の問題や予算の問題がありまして、今のところは必要は認めていながらそれについて具体的な取り組みをしてないというところでございます。

○10番（崎山喜弘君） 特に本村におきましても62年沖縄国体に向けて漕艇競技の誘致も決定いたしましたし、それとも関連いたしましてそのような機会に長として前向きな考えで検

討する必要がなかろうかと思いますがいかがですか。

○村長（新城繁正君） これからどのような施設を何処にしていこうかということについて、目下、総合的な振興計画を進めているところですが、そういうものと関連を図りながら先進町村の情報等も収集いたしまして検討をしていきたいと思っています。

○10番（崎山喜弘君） 他町村に比べまして本村はそういう面において遅れているのではないかと考えられます。村民の期待に沿うよう忘れずに検討出来るかどうか。

○村長（新城繁正君） どちらが村民の必要性があるかということと十分かみ合わせて、総合的調整を図りながら検討していくということだけは約束いたします。

○1番（平良森雄君） 完全参加と平等をテーマに国際障害者年が1981年にスタートいたしました。国の内外で障害者のためにいろいろの行事や催が行なわれ障害者に対する認識も深まったと思いますが、特に今月は障害者の雇用促進月間でもあります。身体障害者雇用促進法で地方公共団体にはいろんな義務づけがなされていると思いますが、村当局はこの法の精神に沿ってその措置がとられているのかどうか。

○村長（新城繁正君） 趣旨につきましては従来も十分配慮して対応して来たと思いますし、これからも考えていかなければいかんという基本的な姿勢は今後も持ち続けていかなければいかんと思います。

○1番（平良森雄君） 現在、村内にはどのくらいの障害者がいて何名が仕事に就くことを希望しているのか調査したことがありますか。

○厚生課長（照屋林克君） そのことについては調査しておりません。手帳を持っている方が約170名程度いらっしゃいます。

○1番（平良森雄君） 障害者雇用促進法にうたわれている本村における雇用率はどうなっていますか。

○厚生課長（照屋林克君） 100人当たり1.9人となっていますが、1人が退職されまして現在は1人の障害者が雇用されています。

○1番（平良森雄君） 法定雇用率にとらわれずに雇用するというお考えはありますか。

○村長（新城繁正君） 特定な方を想定するわけにはいきませんが、障害者にも可能な業務もありますし、ただ問題は試験採用の制度を採っているものですからそういう場合に要綱をどのように作っていくか、これからそういうものも含めて検討していかなければいかんと思います。障害者にも適当な職場を与えるということにつきましては基本的なものでございます。これからはそういうものについて十分配慮して雇用促進を図りたい。それから村内の企業や団体においても職場の開拓は出来ると思いますので、その面も併わせて進めてまいりたいと思っています。

○13番（松島重克君） 屋敷内の給水管工事について個人負担がいくらになるのかという関心があるわけですが、ケースによって違うかとは思いますが参考になる例があれば取り上げてお聞かせ出来ないかと思っているわけです。

それから使用料につきましても各家庭で各々違って来るかとは思いますが、津波と宮城の高額と低額の例をお聞かせ願いたいと思うわけです。

○建設課長（古我知 清君） 個人負担については家庭内のものがピシヤリされているものについては450円の負担をしています。

それから家庭内の給水管を全部やっているもので14,600円が最高です。平均しますと6,000円程度になっています。

○厚生課長（照屋林克君） 使用料についてですが、これは5月から8月までの4か月間の平均で出していますが、津波で544円宮城で859円白浜で510円となっています。

津波で1世帯7トン宮城で15トン白浜で8トンです。低額で400円もありますし高額で約3,000円となっております。

○13番（松島重克君） 次に旧水道についてお伺いいたします。いろいろ住民の話を聞きますと屋敷内であっても屋外であれば雑用水として使えるという受け取り方をされていますが、これでよろしいですか。

○建設課長（古我知 清君） 雑用水というとらえ方なのですが、私は雑用水というのはどういうことかと部落懇談会の座でも聞いてみました。我々としては生活用水全てをこの事業から引いてもらいたいということでございまして、雑用水とはどういうことかと逆に質問したわけですが、一般の認識としては洗たく、風呂、トイレに使用するものまで雑用水というとらえ方をしているわけです。そういうことに使用することについては新しく引く水道施設の趣旨にもとるということで、そういう使用のとらえ方であれば家庭内には引いてはいけませんという一貫した姿勢をとっているわけです。

○13番（松島重克君） 結局、住民が屋敷内で屋外であれば雑用水として使えるというように考えているのは、係職員がそういうように説明しているからそう受け取っているんですね。その辺どうなっているんですか。どちらが本当なのか住民も困っているわけです。課長は言ってないというのは信用しますが他の人が言っている。やはりこれは課長に帰りますよ。部下職員の把握がなくなると言わざるを得なくなるでしょう。

だから前にもそういうことを言っている職員がおれば嚴重に注意すると言っておられたんですが、つい最近塩屋の班長会でもそういう説明がまた行なわれている。班長は各班の会合で屋敷内であっても屋外であれば雑用水として使えますよと、だから申し込む人は早く申し込みなさいという説明です。これは一体どうなっていますか。一般住民は使えるものと思って

申し込みをしているのではないかと思います。だから私も皆がそういうように受け取っているからそういうつもりにならざるを得ない立場になっている。もう、これでは屋敷外で切りますよと、こういうことが議会で決められていますよということが言えなくなっている。こんなことを言うと君は使わさない方向に肩を持っていると言われるわけですからもう言えなくなっている。こういう状況はあなた方の職員が作っている。だからこの際使うなら使わさない。そうでないと収拾つかんですよ。

これはどうなりますかね。本当に困ったもんだと思いますが。

○建設課長（古我知 清君） 前の議会でも職員がそういうことがあると聞きまして私はその職員に厳重に注意したところでございます。こういう観点から説明されると本来の給水目的が果せなくなるということを厳重に注意したわけです。

基本的に考えとしては屋内には旧施設からは引かせないという考えを示したわけです。住民の雑用水というとらえ方が生活用水まで含めてとらえられておりますので、どうしてもそこは規制しなければいけないと思っておりますので屋敷内の旧施設は使ってはいけませんというふうにとらえているわけです。

○13番（松島重克君） 課長の言っていることとあなたの部下職員が反対のことをやっているわけです。初めから課長の言うように徹底させておればそういうことにならんはずだが、一般住民は雑用水として使えると、申し込んだ人もそういうつもりで申し込んだはずですよ。課長の立場も苦しいと思うが部下職員がそのようなことをやっているとお感じになっていると思いますがどうですかその辺は。

○建設課長（古我知 清君） 職員が再三にわたって注意をしてもそういう説明をするようでは私としても大変です。本人としては家に帰れば個人と考えているかも知れませんが公務員としてそういう考えではいかんと思います。それで自分でやった意見を撤回するなりしなければいかんと思います。

再度注意してお詫びしたいと思います。

○13番（松島重克君） 課長が早急にそういう指導をされてもなお聞かなければ、次回は係職員直接本会議で答弁させなければいかんと思っているわけです。本来なら今日やるつもりでありましたがもう一度課長にお聞きしてからと思っておりますので、ひとつ適切な処置をお願いしたいと思うわけです。

それから、現在の申し込みの指導としては希望する人は申し込みなさいということのようでもありますね。これはまずいのではないかと思いますね。何故かと申し上げますと、村営水道が出来る時点で整理統合ということであったわけですね。それに沿って各部落の水道を廃止するという一札もお受けになっておられるわけだから、これは旧施設はなくなるというこ

とははっきりしているわけですから希望者は申し込みなさいということではいけないと思います。

全家庭申し込ませるように努力しなければいかんと思いますがいかがですか。

○建設課長（古我知 清君） 私達としては当然全家庭申し込んでいただかなければいかんわけです。取り残した場合には残った家庭はどのように給水していくかという問題があるわけです。条例上も申し込みをさせなさいとありますのでやっているわけで、相当数申し込みがなかったという場合には行政的な面から何等かの対策を考えなければいかんのではないかととも考えるわけです。

○13番（松島重克君） ただ、申し込まないという人達の間には先程から問題になっている使おうと思えばまだ旧施設が使えるというのが頭にあるのではないかと思いますね。旧施設は廃止するんだと、屋敷内の引き込みは出来ないんだということであれば当然申し込まざるを得なくなるんですがね。これが徹底しておらないように思いますし、もし、期限が遅れて後でした場合には工事費等で高くつくというようなこともどうも分かっておらないようですし、旧施設はもう使えないということと遅れば経費が高くつくということを徹底して住民に反映させていただくように配慮してもらいたいと思いますがいかがですか。

○建設課長（古我知 清君） 早速、1日の区長会場で直接私から説明申し上げて徹底した申し込みをやっていただくようにやっていきたいと思います。

○10番（崎山喜弘君） 辺土名高校の寄宿舎の横は特に土砂がたい積し雑草が生い茂り環境衛生面から考えても好ましい状態ではございません。大雨の時ははん濫の恐れが十分あります。雑草が生い茂ってそれが要因となりはん濫があった場合には大きな災害につながるのではないかと思います。それを考えた場合には1日も早く河川の清掃をすべきと思いますが、雑草や雑木の撤去の方法はないものかどうかお伺いします。

○村長（新城繁正君） 河川管理につきましては頭の痛い話でございまして、普通河川は地方自治体の管理ということになりますので、財政状況からして大変な問題でありましてこれまで地域の人々にお願いをしているわけですが、普通河川につきましても助成策が出来ないものかということにつきましてもこれから勉強をしまして、県との調整もやっているんですがこれがなかなかうまくいかないわけです。目に見えて災害が発生する恐れがあるという場合は地域の声を拝聴して対応出来る分についてはやっていくということは基本的に持っています。

○10番（崎山喜弘君） 饒波川は砂防地域に指定されているのかどうか。

○建設課長（古我知 清君） 全線ということではなく砂防地域として指定されています。

○10番（崎山喜弘君） 砂防地域の指定に当って村や地域に話し合いがあるのかどうか。

○建設課長（古我知 清君） 県の事業ですが、砂防堤を造りたいという申し込みはありますが、地域の意見や村の意見を具申するとかいう手続きはないです。

○10番（崎山喜弘君） 村からの申請ではなく直接県から指定を受けるわけですか。

○建設課長（古我知 清君） 砂防必要か所は村から出ますがその判断は県で行なわれるわけです。

○10番（崎山喜弘君） 土砂や雑木等の除去について長は検討したいということですが、何時頃までに検討が出来るのか。

○村長（新城繁正君） 何時頃までとなれば時間がかかりますとしか申し上げられませんが、努めて早い機会に答えられるような努力をしていきたいと思えます。

○1番（平良森雄君） 中学生による校内暴力や青少年の非行問題が全国的な課題となっています。本村においても真剣に取り組まなければならない重要な問題です。本村におけるその対策と取り組みについてお伺いします。

○教育長（平良作義君） 全村民的に取り組まなければいけない要素も含まれていましてそのことにつきまして考えたこともございますが、対策については今年度においては取り組みもいたしておりません。大変残念なことではありますが大宜味中学校で4月に申し訳ない事故が2～3件起りまして、教育委員会にも報告がありました。その時に青少協の問題で再発足の声が出はしないかと私自身期待もしていたわけですが、青少協再建の声が出なかったことは残念に思っています。

9月初旬に夏休み期間中の管理の状況について村内の校長を集めまして反省会も持っています。その中ではこれまでにない事古のないすばらしい管理が行なわれたということで喜んでおられたわけですが、現在どういういきさつで青少協が活動してないのかということにつきましては聞いておりませんが、現在教育委員会ではあの当時の書類をあずかっているということを知っていますので、その再建について再度その筋から話し合いがあれば委員会としては積極的に努力したいと思っています。

○1番（平良森雄君） 中学校で問題が出た場合に期待していたということですが、住民サイドでは大きな声としてあったわけです。去ったPTA研究会においても活発に論議されています。そして各部落では青少年健全育成会が組織されているわけですが肝心の村の組織がないわけです。

今機能してないこの組織はあると思われているのか。或いはないものと思われているのかお伺いします。

○教育長（平良作義君） 前会長がどういうことで事務引き継ぎが出来なかったのか。そして誰かに後をお願いしたのかどうかその辺のいきさつが分からないわけです。

○1番（平良森雄君） これは1日も早く再建しなければならぬと思います。それには音頭を取ってくれる者がなければ難かしいと思いますが、教育委員会あたりで再建してもらいたいと思いますがどうですか。

○教育長（平良作義君） 時期についてははっきり約束出来ませんが、早い内に関係者に打診して発足に取り組みたいと思っています。

○議長（玉城一昌君） これにて一般質問を終結いたします。
休憩いたします。

休 憩（午後0時20分）

再 開（午後1時49分）

○議長（玉城一昌君） 再開いたします。

日程第2 陳情第22号を議題といたします。

おはかりいたします。

本陳情については質疑討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

ご異議なしと認めます。

よって、質疑討論を省略し直ちに採決いたします。

これより陳情第22号 県産品の優先使用について採決いたします。

本陳情を採択することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手全員）

全員賛成であります。

よって、本陳情は採択することに決しました。

日程第3 村有財産管理に関する調査特別委員会委員長報告を議題といたします。

本件に関し特別委員長の報告を求めます。

○特別委員長（平良森雄君） 村有財産管理に関する調査特別委員会の報告を行ないます。

本委員会は昭和57年陳情第8号「津波山の採土場に関する陳情書」が論議されたことに関連し、この際事実を明らかにして村民の疑惑を払しょくするというので、昭和58年4月8日設置されたものである。

昭和58年4月8日第1回委員会で委員長に山川正行、副委員長に前田貞四郎を互選し、この委員会の名称を「村有財産管理に関する調査特別委員会」とすることになった。

本委員会は、地方自治法第100条第1項の規定により、「村有財産の管理運営及びそれに伴う紛争事件に関する事項」及び「津波山の採土場に関する陳情書」について調査することに

なった。

委員会の開催状況は、第1回4月8日、第2回4月20日、第3回4月21日、第4回4月22日、第5回4月28日、第6回5月2日、第7回5月4日、第8回5月12日、第9回5月13日、第10回7月18日、第11回7月19日、第12回7月29日です。

第2回委員会は昭和58年4月20日午前10時開催し、昭和57年陳情第8号「津波山の採土場に関する陳情書」について、陳情者比嘉信忠、宮城 健から説明を受ける。

第3回委員会において、本委員会で審議中の調査のため、地方自治法第100条第1項の規定に基づき次の資料の提出を昭和58年4月27日午後4時まで提出するよう、大宜味村長新城繁正に請求した。

提出を求めた記録は、1、昭和55年9月の関係職員（稲福吉昭、宮城弘）の出勤カードの写及び公用車運行日誌の写、2、2か年猶予に関する契約書の写、3、2か年猶予に関する願い及び回答書の写、4、電気外線工事に関する書類の写、5、撤去命令に対する異議申し立書及び回答書の写、6、採土場試掘調査に関する書類の写及び写真、7、撤去命令文書の写、8、昭和55年9月大浜宅での会合の記録の写、9、例規審議会における「やちむん条例案」の審議記録の写、10、県への山林伐採許可申請書の写、11、財産台帳の写、ただし、2、6、8、11については、記録がないとの理由で提出されておられません。又、沖縄タイムス社に対し、昭和55年7月10日（木）付け朝刊に掲載された大規模な陶芸村を計画「大宜味村」の記事に関して、1、取材者（記者名）2、取材対応者職氏名、3、取材までの経緯について文書で照会した。

第5回委員会において、1、重機の使用期間、試掘の範囲及び立会人の職氏名、2、文書件名簿（昭和55年、56年、57年分）経済課関係の記録の提出を追加請求した。

第6回委員会において、村当局より提出された記録の検討と、沖縄タイムス社に照会していた取材対応者の職氏名は当時の村長根路銘安昌であることを電話で確認した。

第7回委員会において、審議中の事件の調査のため地方自治法第100条第1項の規定に基づき、次の15名（根路銘安昌、新城繁正、仲村順三、宮城弘、稲福吉昭、平良晋、金城秀善、山城宗隆、下地正宏、田場博文、大浜用光、喜納賢二、比嘉豊光、比嘉信忠、宮城健）に対し昭和58年5月12日証人として出頭されるよう請求した。

第8回委員会において、本委員会で審議中の事件の調査のため、地方自治法第100条第1項の規定に基づき証人として出頭を求めた証人全員出席のもとに、調査の万全を期すためその事実関係について真実を究明すべく証人全員に対して証人喚問を実施した。

第9回委員会において、提出された資料、記録及び証人の証言等を慎重に検討した結果、昭和57年陳情第8号「津波山の採土場に関する陳情書」は全会一致で採択すべきものと決定

した。

第10回委員会において、資料、記録及び証人の証言等を慎重に検討した結果、喜納賢二、比嘉豊光の両名を村有地内に無断で不法に建物や窯を建築しているのを、賛成多数で告発することに決定した。

以上の調査結果を踏えて、村有財産の管理運営及びそれに伴う紛争事件に関し、調査の万全を期すためその事実関係について真相を究明すべく、資料、記録及び証人の証言等を慎重に検討し協議して鋭意努力してまいりましたが、そもそもこの問題は昭和55年7月10日付け沖縄タイムス朝刊に掲載された大規模な陶芸村を計画「大宜味村」の記事と、その後村内江洲の大浜宅で持たれた村職員と陶芸関係者との会合が問題の発端と思料される。しかし、大浜宅での会合についても、又、この問題全般にわたって証人の証言がまちまちであり、一致点を見い出すことが出来ず判断に苦慮する。

比嘉豊光、喜納賢二両君が村の正式な許可もなく又、正規の手続きもなされずに無断で村有地内に建物を建て窯を構築していることは誠に遺憾である。

この件に対して村当局から2度にわたって撤去命令が出されているにも拘わらず未だに撤去がなされていないことは残念であり容認することは出来ない。

そのような現状を招いたのは、村当局の行政指導の欠如と対応のまずさに起因するものである。又、本会議においても過去2度にわたって村当局に対しこの問題を善処するよう意見書を提出したが、議会の意を十分反映させることが出来なかった。

今後本村の陶芸振興を図っていくためには早期解決が望まれる。今度の調査で明らかになった村当局と比嘉豊光、喜納賢二両名との間で交わされた撤去期間を2か年猶予するという事は理解に苦しむと同時に、問題解決をますます困難にするものである。

この問題に対する村当局の指導、助言及び対応が適正でなかったことは論を待たない。しかし、いかなる理由があるにせよ不法に村有地を占拠し無断で使用していることは容認出来ない。

本事件「村有財産の管理運営及びそれに伴う紛争事件」の事実関係を解明し真実を究明するためあらゆる角度から慎重に検討し調査してまいりましたが、これまで述べてきましたとおり各証人の証言がまちまちで一貫性がなく、これ以上問題の真実を解明することは困難であり、よって、比嘉豊光、喜納賢二両名を村有地を不法に占拠し無断で使用している件で告発することに決定いたしました。

以上を申し上げまして委員長報告といたします。

○議長（玉城一昌君） これより委員長報告に対する質疑に入ります。

発言を許します。

質疑ありませんか。

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

先に反対者の発言を許します。

反対意見ありませんか。

討論はなしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本件は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手多数)

賛成多数であります。

よって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

休憩いたします。

休 憩 (午後 2 時03分)

再 開 (午後 2 時04分)

○議長(玉城一昌君) 再開いたします。

おはかりいたします。

会議規則第43条の規定により、本議会に付議された事件の議決の結果生じた字句数字その他の整理を議長に委任することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり。)

ご異議なしと認めます。

よって、議決の結果生じた字句数字その他の整理については議長に委任することに決しました。

これをもって、昭和58年第9回大宜味村議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さんでした。

閉 会 (午後 2 時05分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

大宜味村議会議長 玉 城 一 昌

署名議員（6番） 平 良 俊 政

署名議員（7番） 宮 里 盛 順